

## < 次期計画期間中における地域包括支援センターの管轄区域について（案） >

地域包括支援センターの管轄区域は、それぞれの地域包括支援センターが担当する 65 歳以上の人口及び 75 歳以上の人口をおおむね平準化し、それぞれの地区において等しい支援が可能となるよう管轄区域を考慮してきました。

しかしながら、日常生活圏域と異なる区割りとなっている地区がある他、地域住民の生活状況や地域の実情等を把握し、地域のつながりを守り、それを活かした区割りにについても十分に考慮することが重要です。

そのため、下記のとおり管轄区域の見直しを行います。

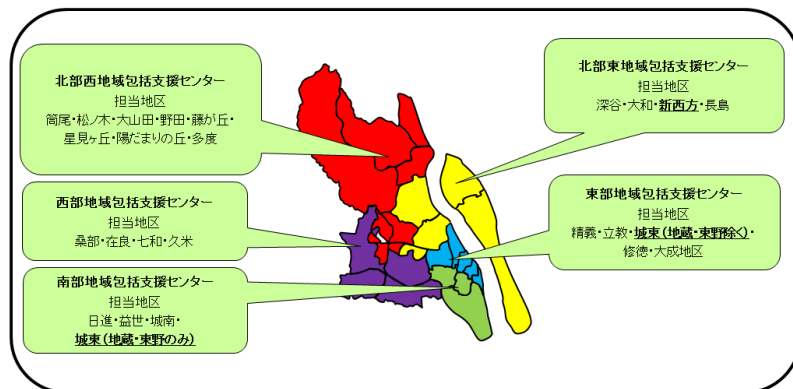
- 城東地区は、地蔵、東野についてのみ南部圏域、それ以外は東部圏域であり、城東地区内において地域包括支援センターの管轄区域が分かれていました。

そのため、平成 30 年度より、地蔵、東野を南部地域包括支援センターから東部地域包括支援センターに移管し、城東地区全域を東部圏域へ統合します。

- 新西方地区は、北部東圏域となっていますが、地域住民の生活状況及び地理的な観点等からの実情を考慮すると、北部西圏域が適切な管轄区域であると判断しました。

そのため、平成 30 年度より、新西方地区を北部東地域包括支援センターから北部西地域包括支援センターへ移管します。

### 桑名市地域包括支援センターの管轄区域（現在）



### 桑名市地域包括支援センターの管轄区域（平成30年度～）

